

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成30年3月1日（木）

地域福祉課

地域福祉課生活困窮者自立支援室
地域福祉課消費生活協同組合業務室
内閣府成年後見制度利用促進担当室

目 次

重点事項

第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について	1
第2 地域福祉の推進等について	
1 地域福祉(支援)計画について	8
2 民生委員について	9
3 社会福祉協議会について	10
4 日常生活自立支援事業等について	11
5 被災者に対する見守り等の支援の推進について	12
6 ひきこもり対策について	13
7 寄り添い型相談支援事業について	15
8 孤立死防止対策の推進について	16
9 地方改善事業等について	17
第3 成年後見制度利用促進法に基づく国の基本計画推進に向けて(内閣府)	23
第4 生活困窮者自立支援制度の推進について	
1 生活困窮者自立支援制度の見直し等について	26
2 生活福祉資金について	63
3 ホームレス等への自立に向けた支援について	69
第5 消費生活協同組合の指導・監督について	
1 生協行政の基本的考え方について	72
2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について	73
3 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について	75
4 平成30年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について	75
5 消費生活協同組合(連合会)実態調査について	76

6 消費税の軽減税率制度について	76
7 組合役員の欠格条項の見直しについて	76
8 政治的中立の確保について	76
9 組合に対する厚生労働大臣表彰について	77

連絡事項

1 全国民生委員児童委員大会について	78
2 「公的住宅の供給等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」について	79

参考資料

1 地域共生社会関係	81
2 地域福祉計画策定状況	91
3 民生委員事例	97
4 被災者見守り・相談支援事業	98
5 ひきこもり対策	100
6 寄り添い型相談支援事業実績	106
7 隣保館と関係部局の連携事例	107
8 成年後見制度関係(内閣府)	108
9 生活困窮者自立支援制度 施行状況	111
10 生活困窮者自立支援制度 見直し	114
11 生活困窮者自立支援制度 予算等	118
12 生活困窮者自立支援制度 国庫負担・補助基準等	124
13 生活困窮者自立支援制度 就労支援	130
14 生活困窮者自立支援制度 平成30年度に向けた取組のポイント等	138
15 生活困窮者自立支援制度 人材養成	142
16 生活福祉資金関係	145
17 ホームレス対策関係	148
18 消費生活協同組合関係	149
19 地域福祉課平成30年度予算(案)概要	150

第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について【資料P81参照】

1 「地域共生社会」の実現に向けて

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。

厚生労働省では、「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）をとりまとめ、「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格として、(1)「地域課題の解決力の強化」、(2)「地域丸ごとのつながりの強化」、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」、(4)「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げている。

このうち、「地域課題の解決力の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」に資するよう、(1)住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備、(2)複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、(3)地域福祉計画の充実を実現するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）を改正し、平成30年4月から施行されることとなっている。

2 社会福祉法改正の趣旨

今般の法改正の趣旨は以下のとおりである。

(1) 法第4条第1項関係

法第4条第1項の規定は、平成12年の法改正により盛り込まれたものであり、従来、事業を実施するに当たって理解と協力を得るべき存在にとどまっていた「地域住民」を、事業者及び社会福祉に関する活動（ボランティア等）を行う者と連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置付けている。

支え手側と受け手側に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指していく必要があることから、今般の改正では、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会」について、「与えられる」ものでなく、「確保される」べきものとして規定を改めている。

(2) 法第4条第2項関係

法第4条第2項は、地域福祉の推進に当たり、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、(1)本人のみならず、その者が属する世帯全体に着目し、(2)福祉、介護、保健医療に限らない、地域生活課題（※）を把握するとともに、(3)地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉の推進の理念を明確化している。

（※）「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」

(3) 法第5条関係

社会福祉を目的とする事業を営む者が福祉サービスを提供するに当たっては、利用者の意向を十分に尊重し、総合的に提供することができるよう努めることとされているが、その際、保健医療サービス等の取組のみならず、それ自体は福祉サービスに当たらない地域福祉の推進に係る取組との連携にも配慮すべきである旨を明らかにしたものである。

(4) 法第6条第2項関係

法第4条第2項は、地域福祉を推進するに当たり、地域住民等が特に留意すべき点を規定しているが、法第6条第2項は、「地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない」とする国及び地方公共団体の責務を定めたものである。さらに法第106条の3第1項で市町村の責務を具体化し、これらによって、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にし、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていく旨を規定している。

(5) 法第106条の2関係

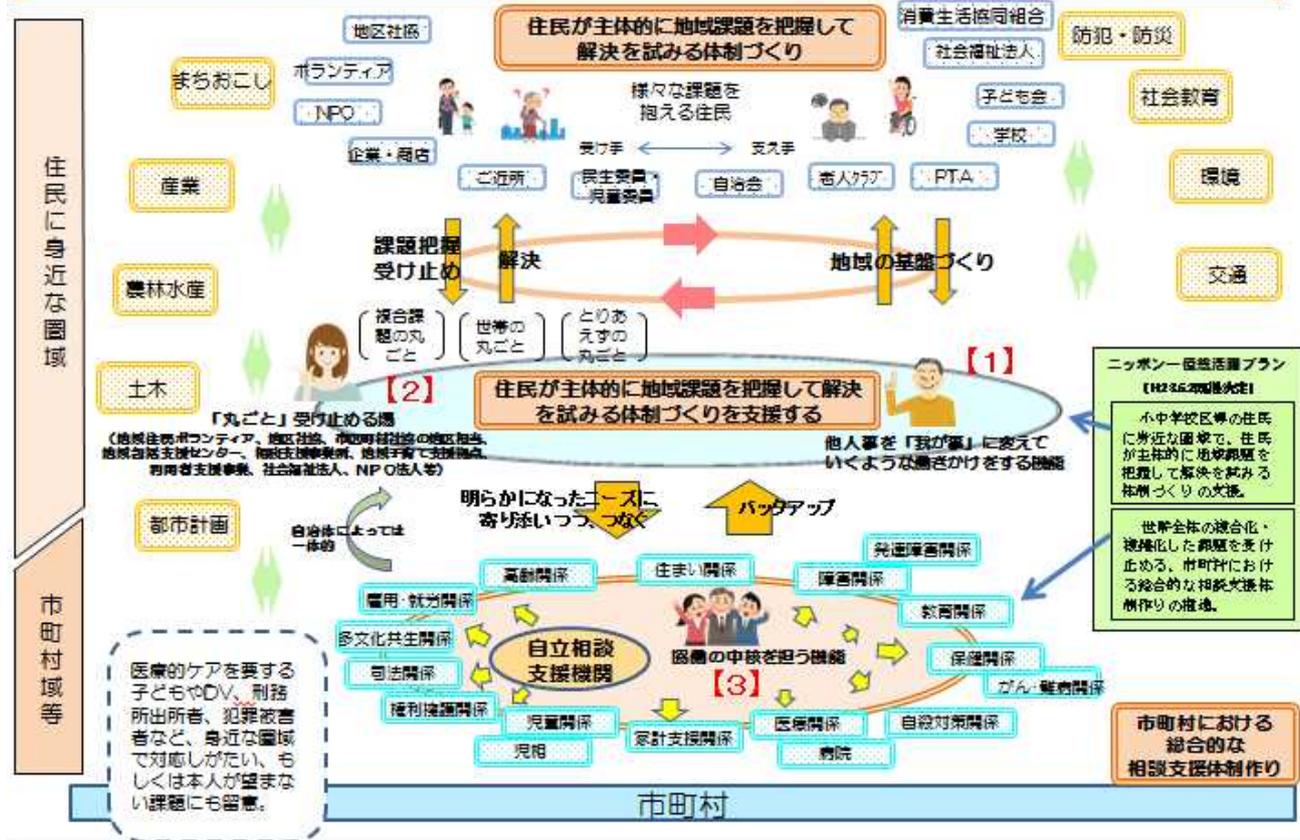
法第106条の2は、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域子育て支援拠点や母子健康包括支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく利用者支援事業の実施事業所といった福祉の各分野における相談支援を担う事業者が、相談等を通じて、自らが解決に資する支援

を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを各相談支援を担う事業者の努力義務としたものである。なお、必要に応じて適切な機関につないだ後であっても、当該相談支援を担う事業者は、引き続き、相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら、相談支援に当たることが期待される。

(6) 法第 106 条の 3 関係

法第 106 条の 3 第 1 項は、(1) 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第 1 号）、(2) 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第 2 号）、(3) 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（第 3 号）等を通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の努力義務としたものである。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



(7) 法第 107 条、法第 108 条関係

法第 107 条は市町村地域福祉計画、法第 108 条は都道府県地域福祉支援計画の充実について定めている。今般の改正では、法第 106 条の 3 第 1 項で定める体制整備を促進する観点からも、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）の策定について、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けている。また、第 106 条の 3 第 1 項各号で規定する包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載事項として追加している。

あわせて、策定した地域福祉（支援）計画については、定期的に調査、分析及び評価の手続きを行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることとされている。

(参考) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）〈抄〉

※ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による改正後

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第 5 条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第 6 条 (略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務)

第 106 条の 2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決

に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

3 市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

法第 106 条の 3 第 1 項は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第 1 号）、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第 2 号）、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築（第 3 号）の 3 つの事業の実施等を通じ、包括的な支援体制を整備することを市町村の新たな努力義務としている。

市町村は、法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業の実施を通じ、包括的な支援体制の整備を推進することとなるが、当該事業の適切かつ有効な実施を図るため、同条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 12 月 12 日、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 355 号）を策定・公表し、事業内容及び留意点等を示した。

また、その補足説明等を内容とする通知（平成 29 年 12 月 12 日付け子発 1212 第 1 号・社援発 1212 第 2 号・老発 1212 第 1 号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」）（以下「関連通知」という。）を発出した。

(参考)厚生労働省ホームページ掲載 URL

- ・「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000189726.pdf>

- ・「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000189728.pdf>

4 地域福祉（支援）計画

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。

今般の法改正により、地域福祉（支援）計画の策定が努力義務化され、必要的記載事項が追加されているが、関連通知において、記載事項の追加等を踏まえて改定した市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインを示した。

今般の法改正により追加される記載事項については、本来、法施行日（平成 30 年 4 月 1 日）より記載されるべきものであることから、各自治体におかれては、記載事項の追加に向けた検討について、直ちに着手されたい。

ただし、計画への記載事項の追加を直ちに行うことが難しい場合には、直近の計画見直し時に記載事項を追加することとして差し支えない。

また、都道府県におかれては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、市町村地域福祉計画が未策定の市町村に対しては早急に計画策定が行われるよう支援をお願いしたい。

5 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを推進するため、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制づくりに取り組む市町村を支援するモデル事業を実施している。

平成 30 年度予算案においても、26 億円を計上し、自治体の創意工夫のある取組を支援することとしている（150 自治体程度を想定）。各自治体におかれては、モデル事業を活用しながら、「地域共生社会」の実現に向けた積極的な取組をお願いしたい。

なお、実施要綱等については、平成 29 年度の実施状況を踏まえ、一部見直しすることとしている。詳細については、追ってお示しする。

第2 地域福祉の推進等について

1 地域福祉（支援）計画について【資料P91参照】

(1) 計画の策定状況について

「第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について」の「4 地域福祉（支援）計画」においても、今般の社会福祉法改正における変更点等を紹介したところであるが、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画となっている。その策定率は、市町村地域福祉計画は74.0%（平成29年4月1日現在）である。市区部、町村部別にみると、市区は89.7%であるのに対し町村部では60.3%に留まっており、約1.5倍の差が生じている。また、都道府県地域福祉支援計画の策定率は89.4%となっている。

さらに、生活困窮者自立支援制度の施行に先立ち、平成26年3月に、地域福祉計画等に盛り込むべき事項として、生活困窮者の実態把握や他の地域福祉施策や社会資源との連携などの「生活困窮者自立支援方策」をお示ししているが、平成29年4月1日時点で、都道府県では約6割、市町村では約4割の自治体で当該方策を盛り込んでいる状況にある。調査結果の詳細については、厚生労働省ホームページ及び参考資料を参照されたい。

（参考）地域福祉計画策定状況等調査結果

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsu_hogo/c-fukushi/index.html

(2) 計画策定状況の全国調査の実施について

地域福祉（支援）計画の策定状況については、毎年度調査を実施し、各自治体の取組状況を公表しているところであるが、本年も4月を目途に調査を実施する予定であるので、引き続きご協力願いたい。

2 民生委員について【資料P97参照】

(1) 民生委員に期待される役割

平成 29 年度には制度創設 100 周年を迎えたところであり、ますます民生委員の役割は重要となっている。

地域においては、少子高齢化、人口減少、地域における関係性の希薄化など様々な課題が生じている。

その中で、生活上の悩みを誰にも相談できず、地域で孤立する高齢者や生活困窮者などが増加しており、地域においては、社会的孤立の防止が大きな課題となっており、第 1 にあるとおり、「地域共生社会」の実現を目指し、包括的な支援体制の構築を推進している。

また、生活困窮者自立支援制度では、生活困窮の状態にある方々をいかに早期に把握し、早期に支援につなげるかが取組を進める上での重要なポイントの一つである。

こうした施策を展開していく上で、地域の実情に精通し、住民の立場に立って相談支援を行い、行政機関との架け橋の役割も担っている民生委員に期待される役割が大きくなっている。例えば、相談窓口にとどり着けない生活困窮者の発見や、自立相談支援事業を始めとする関係機関へのつなぎ、関係機関と連携した要支援者への見守りなど、積極的に関わることが期待される。

このため、各自治体におかれては、民生委員が生活困窮者自立支援制度をはじめとする諸施策において求められる役割などについて、十分な理解を得られるよう、研修カリキュラムの中にこれらを盛り込むなど、引き続き積極的な支援をお願いしたい。

(2) 民生委員活動への支援について

民生委員活動に係る経費については、地方交付税措置を講じているが、昨今の民生委員活動の負担増加、少子高齢化の進行などを背景とした民生委員活動の一層の活性化の必要性など、地域における民生委員の役割の重要性を考慮し、平成 28 年度に 1 人当たりの活動費の増額を、平成 29 年度には、地区民生委員協議会が民生委員活動を支援する体制の強化を図るため、協議会活動推進費の増額を図った。

民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の増額措置に伴う引上げがなされていない自治体においては、対応をお願いしたい。

また、広く住民に民生委員活動を理解していただくことや民生委員の負担軽減、将来のなり手を確保することなどに資する自治体の取組として、独自に民生委員協力員の設置や子ども民生委員の委嘱、行政のサポート体制を強化するといった取組がなされている。今後とも民生委員活動の一層の充実のために、地域の実情に応じた自治体の創意工夫による取組についても検討、実施いただくなど、特段のご配慮をお願いしたい。

(3) 民生委員への個人情報の提供について

自治体によっては、個人情報提供に関して、過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員の活動の基本ともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの指摘があることを受け、平成 24 年に「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成 24 年 7 月 17 日付事務連絡）を発出しているため、各自治体におかれては、これを参考に適切な個人情報の取り扱いについてご配慮願いたい。

なお、個人情報保護委員会では、個人情報保護法に関するハンドブック等を公表しているため、個人情報保護委員会ホームページを参照されたい。

3 社会福祉協議会について

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等の社会の変化に伴い、育児、介護、障害、貧困等、同時に直面する世帯や、一つの世帯の中で複合化・複雑化した課題を有する等、地域住民が抱える福祉ニーズが多様化しており、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。

こうした状況に対応するため、社会福祉法人制度改革においても、社会福祉協議会を含む社会福祉法人は、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組の実施が求められている。

各自治体におかれては、今後とも社会福祉協議会との連携により、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるように、一層の地域福祉の推進及び積極的な地域づくりへの取組をお願いしたい。

また、近年、相次いで自然災害が発生し、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしていただいているが、被災地におけるボランティア活動を円滑に進めるためには、災害ボランティアセンターの役割が非常に重要となる。そのため、各自治体におかれては、災害時における災害ボランティアセンターの運営体制、関係機関との役割分担、情報共有など、センターの設置・運営を担うこととなる社会福祉協議会等とも協議し、災害時の被災者支援が滞ることがなく円滑に進めることができるよう、平時からの事前準備に努められたい。

4 日常生活自立支援事業等について

(1) 「日常生活自立支援事業」について

「日常生活自立支援事業」の平成 30 年度国庫補助基準額は、本年度と同様とする。

各自治体におかれては、本事業の実施状況を勘案し、必要な事業費の確保に特段のご配慮を賜りたい。

(参考) 「日常生活自立支援事業」の平成 30 年度国庫補助算定基準額

	国庫補助基準額
利用契約者 1 人・1 月当たりの算定額 (専門員の人件費等の一部相当)	<u>6,600 円</u>
生活保護受給者サービス利用料 1 人・ 1 月当たりの算定額 (生活支援員の人件費等の一部相当)	<u>2,500 円</u>

- ※ 本事業の補助率は 1/2 であるため、上記補助基準額と、各自治体の所要額とを比較して、いずれか低い方の金額の 1/2 が国庫補助額となる。
- ※ 補助基準額は、補助金交付段階において配分を行う際のメルクマールであり、各都道府県等の事業実施（支出）段階において、上記の単価に拘束されるものではない。
- ※ 利用者 1 人・1 月当たり事業費は、当該年度における実績ではなく、前年度実績を踏まえた推計数による概算払いとする。実績報告段階において推計数に変動が生じた場合であっても、実際の支出経費が基準額を下回っていない限り、補助金の返還は要しない。

なお、日常生活自立支援事業については、成年後見制度との連携が重要な事業であることに鑑み、本事業の所掌について、平成 30 年 4 月より、新たに発足する「成年後見制度利用促進室（仮称）」（第 3 参照）に移管する予定であるので、ご了承ください。

(2) 「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」について

「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」の平成 30 年度国庫補助基準額は本年度と同様とする。

各自治体におかれては、地域の創意工夫を活かした地域福祉を推進するために、本事業の積極的なご活用をお願いしたい。

(参考) 「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」の平成 30 年度国庫補助基準額（平成 29 年度同様）

人口区分	補助基準額
人口 50 万人以上	1 自治体当たり 20,000 千円
人口 30 万人以上 50 万人未満	1 自治体当たり 10,000 千円
人口 10 万人以上 30 万人未満	1 自治体当たり 8,000 千円
人口 5 万人以上 10 万人未満	1 自治体当たり 6,000 千円
人口 5 万人未満	1 自治体当たり 4,000 千円

5 被災者に対する見守り等の支援の推進について【資料 P 9 8 参照】

東日本大震災及び熊本地震による被災者に対して、引き続き、相談員の巡回による孤立防止のための見守りや相談支援等を推進するため、平成 30 年度予算案においても、必要な予算額を計上したところである。

関係自治体におかれては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活にあっても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努めるとともに、効率的な事業実施が可能となるよう、関連施策とも密接な連携・役割分担を図りつつ、総合的な被災者支援体制の構築に向けた取組を進

めていただきたい。

(参考) 平成 30 年度予算額 (案)

- ・ 東日本大震災関係 復興庁所管「被災者支援総合交付金」190 億円の内数
- ・ 熊本地震関係 生活困窮者就労準備支援事業費補助金 7.5 億円

6 ひきこもり対策について【資料 P 100 参照】

(1) ひきこもり対策推進事業について

平成 21 年度からひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口としての機能を有するひきこもり地域支援センター（以下「センター」という。）を各都道府県、指定都市への整備を進めてきた結果、本年 4 月には全ての都道府県、指定都市に設置される予定である。ひきこもり支援を必要とする本人や家族が適切な支援を受けるためには、相談窓口の認知が重要であるので、センターを始め、管内のひきこもり相談窓口や支援に関する関係機関等について、一層の周知をお願いする。

また、ひきこもり支援を充実させるため、平成 30 年度予算案では、

- ・ 生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業において、訪問支援等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施する事業を盛り込むとともに、
- ・ あわせて、就労準備支援事業者等に対し、センターが専門的な見地からバックアップできるよう、機能の強化を図る

こととしている。

さらに、平成 25 年度より、ひきこもり状態のある本人（以下「本人」という。）や家族に対する早期対応を目的に、住み慣れた身近な地域において継続的な訪問支援を行う「ひきこもりサポーター」（ひきこもりを抱える家族等の当事者（ピアサポート）等含む）を養成し、派遣する事業を行っているが、平成 30 年度予算案では、

- ・ 市町村の職員や就労準備支援事業者などひきこもり支援に携わる機会のある者等を対象に、支援に必要な知識及び技術等を修得させる研修を行うことにより、支援の質の向上を図る、
- ・ 市町村において、利用可能なひきこもり支援に関する相談窓口や支援機

関の情報を集約し、その情報をホームページや広報誌等の媒体を活用し、住民に分かりやすく発信する、

- ・ 市町村における早期発見や自立支援につなげるための関係機関のネットワークづくりや支援拠点（居場所、相談窓口）づくり

を推進することとしている。詳細については、参考資料「実施要綱の一部改正について（案）」を参照されたい。

各都道府県におかれては、管内市町村等への周知を行い、本事業の積極的なご活用をお願いしたい。

なお、本事業は、社会福祉法人、NPO 法人等に委託や補助を行うことを可能としていることから、民間の柔軟で多様な取組を活用する等、効果的な実施を併せてお願いする。

(参考) 「ひきこもり対策推進事業」の平成 30 年度国庫補助基準額（案）

1 ひきこもりセンター設置運営事業

以下の区分ごとに算出して得た額の合計額を国庫補助基準額とする。

ア 基本額

基本額	国庫補助基準額
成人期・児童期のどちらも支援の対象とする場合	1 自治体当たり 20,000 千円
成人期・児童期のいずれかのみを支援の対象とする場合	1 自治体当たり 10,000 千円

イ 加算額

加算額	国庫補助基準額
市町村等支援員を加配して、市町村や関係機関に対して支援する場合	1 自治体当たり 3,000 千円
訪問相談支援員を加配して、訪問支援を行う場合	1 自治体当たり 3,000 千円

2 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業

1 自治体当たり 1,000 千円

3 ひきこもりサポート事業

1 自治体当たり 3,000 千円

(2) 生活困窮者自立支援制度との連携について

ひきこもりの問題については、本人が抱える個別の問題と家族間での先行きが見えない不安や心労、親自身の高齢化といった問題が複合することにより、本人のひきこもり状態の長期化、高年齢化に繋がっていることが考えられる。

生活困窮者自立支援制度については、生活保護受給に至る前の段階にある生活困窮者に対し、その自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住支援や就労支援、家計支援など、生活全般に渡る包括的な支援を行うものであるが、ひきこもりの状態にある者については、既に生活困窮の状態にある場合もあれば、現に生活困窮の状態に至っていないが、その生活状況故に、将来的に生活困窮に陥るリスクの高い者も含まれる。

については、各自治体においては、生活困窮者自立支援制度とセンターとの連携を図っていただくとともに、地域の社会資源との密接な連携・協力を行い、積極的なネットワークの構築をお願いします。

また、ひきこもりの問題は、人と社会、人と人との関係性が根底にあり、専門機関や専門職のみの力では解決できないものであるため、本人や家族に対する傾聴や地域での見守り等も必要不可欠であることから、ひきこもり状態に関して、現場での多くの経験を有し、全国的な当事者団体である「KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」（地域ごとの支部を含む。）等とも連携、協力していただくようお願いします。

※ 平成 28 年 6 月 30 日付け社援地発 0630 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について」

7 寄り添い型相談支援事業について【資料 P 106 参照】

本事業は、生活上や自殺の悩み、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24 時間 365 日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援などを行い、具体的な問題解決につなげることを目的とした事業で

ある。

平成 29 年度は、一般社団法人社会的包摂サポートセンターを実施者に選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施しているところであるが、平成 30 年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を計上しているところであり、事業実施者については、改めて選定することとしているので、ご承知おきいただきたい。

なお、本事業による相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体におかれては、本事業と生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

※ 平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 14 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」
平成 27 年 6 月 3 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

8 孤立死防止対策の推進について

孤立死の問題については、地域住民が互いに支え合ういわゆる地域力の低下や生活困窮者の情報が行政機関に提供されにくいことなど様々な要因があることから、平成 24 年度に、

- ① 生活困窮者の情報の一元化や関係者間の連携強化
- ② 民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報取り扱いにつき、個人情報保護の適用外となる場合の理解促進（電気・ガス事業者を所管する資源エネルギー庁や、個人情報保護法を所管する消費者庁と連携し再周知）
- ③ 地域の見守り等の取組みの先進事例の紹介
- ④ 住宅供給事業者等と自治体との連携推進

などを盛り込んだ総合的な通知を発出し、地域における取組をお願いしてきたところである。

平成 30 年度以降においても、各自治体におかれては、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図ること等を目的とした「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」などを活用しつつ、引き続き孤立死防止

対策の推進をお願いしたい。

9 地方改善事業等について【資料P107参照】

(1) 地方改善事業の実施について

隣保館は、昭和28年度にその整備について予算措置して以降、同和問題の解決に資するため各種事業を行い、地域住民の生活の改善や人権意識の向上等に大きく寄与してきたところである。

また、地域改善対策協議会の意見具申（平成8年5月）及びこれを踏まえた閣議決定（同年7月）に基づき、平成9年より一般対策として、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして各種の事業を行っているところである。

隣保館運営事業は、「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付厚生労働省発社援第0829002号厚生労働省事務次官通知）に基づき、地域改善対策特定事業が実施された地域や、同事業は実施されなかったが地域住民の生活改善や人権意識の向上等を図る必要のある地域で運営事業が行われてきたところである。

隣保館の運営に当たっては、歴史的経緯や背景、さらには、今日における住民ニーズに対し、従前からの利用者等ともよく意見交換を行い情報の共有化を図るなど、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう、管内市町村に対し、引き続き本事業に積極的に取り組まれるよう周知願いたい。

また、他施設との統合・運営体制等の見直しを行うことになった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が失われることがないように、管内市町村に対し周知願いたい。

ア 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

なお、管内市町村の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

イ 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、今般の改正社会福祉法、介護保険制度、年金制度などの社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担い、地域住民の様々な福祉課題に対応しうる隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

ウ 隣保館及び生活館の耐震化促進について

平成 29 年 12 月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」では、平成 28 年 3 月時点での隣保館及び生活館（以下「隣保館等」という。）の耐震化率はそれぞれ 66.1%、44.7%となっており、社会福祉施設の中でも著しく低いものとなっているところである。特に避難所として指定を受けている隣保館等については、今後想定される南海トラフ地震等に備え、老朽改修等と合わせ、耐震化整備等を計画的に実施されたい。

エ 地方改善施設の財産処分について

近年、隣保館等をはじめ共同作業場等の地方改善施設について、厚生労働大臣の承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されるところであるので、財産処分を計画する場合にあっては、その検討段階で連絡を願いたい。

(2) アイヌ政策の推進について

政府では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成 21 年 7 月）を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」（座長：菅義偉内閣官房長官）を設置・開催しているところである（首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照）。

また、アイヌ政策の推進について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確

保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、各省の事務次官級を構成員とする「アイヌ総合政策推進会議」（議長：内閣官房副長官（事務））が設置されているところである。

アイヌの人々の生活相談に対応するため、「アイヌ政策推進会議」作業部会の報告を踏まえ、平成28年度より、電話による相談を行う「生活相談充実事業」を実施しており、平成30年度予算（案）においても、当該事業実施のための経費を計上している。

各自治体におかれては、管内市町村に対し、本事業が実施されることについて広報誌等により住民の皆様へ周知いただくよう、特段の配慮をいただくとともに、関係機関への周知についてご協力いただきたい。

（3）関係部局・機関との連携方策について

ア 改正社会福祉法に基づく取組との連携

「地域共生社会」の実現に向け、平成30年4月に改正社会福祉法の施行が予定されているところであり、市町村は包括的な支援体制の整備を求められることとなる。

市町村による体制整備の際には、隣保館等が関係機関の一つとして、地域福祉の推進を担うことのできる機能を有していることについて、管内市町村に対し周知願いたい。

また、改正社会福祉法では、地域福祉計画の策定に努めることとされているが、隣保館等が取り組んでいる人権課題解決に向けた取り組みも地域生活課題の一つとして考えられるため、計画策定にあたっては、こうした視点についても留意するよう、併せて管内市町村に周知願いたい。

イ 関係部局・機関との連携

隣保館や生活館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係や人権関係等の関係部局、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法において、自立相談支援機関との連携や、同法に基づく各種

事業の実施に当たり、地域における多様な社会資源の一つとして隣保館自身が自立相談支援機関として活動する等、事業の実施主体として活用できることに留意しながら、より積極的な館運営が行われるよう、管内市町村に周知願いたい。

(4) 人権課題に関する啓発等の推進について

ア 民生委員等に対する普及・啓発について

民生委員等は、地域における相談援助活動の中心的存在として様々な住民の相談援助活動を実施いただいているが、人権に関する課題への対応については、部落差別解消法等の関係法令の施行状況、「アイヌ施策推進会議」における検討状況、隣保館・生活館の活動状況も十分踏まえて行う必要がある。

このため、民生委員の研修会などの機会を捉え、人権課題に関する理解を深めていただくようご配慮願いたい。

(参考) 「アイヌ政策推進会議作業部会「北海道外のアイヌの生活実態調査」を踏まえた全国の見地からの施策の展開について」(平成24年6月1日)抄

- ・ 北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者にアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

イ 関係者に対する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、最近では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生しているところである。については、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう、部落差別解消法等の関係法令の施行状況等も踏まえ、特段のご配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、

これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

(5) 他法における状況について

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」が平成 28 年 4 月 1 日より施行されている。当該法律では、第 7 条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第 10 条において、第 7 条に規定する事項に関し、地方公共団体の機関の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、公立施設である隣保館等においても、当該法律に則した対応に留意いただくとともに、改めて関係機関と情報共有いただくよう努められたい。

○内閣府 HP（障害を理由とする差別の解消の推進）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

イ 部落差別の解消の推進に関する法律について

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 109 号）が成立し、平成 28 年 12 月 16 日より施行されている。

公立施設である隣保館等においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館等の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP（同和問題とは）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

ウ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律について

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 68 号）が、平成 28 年 6 月 3 日より施行されている。

公立施設である隣保館等においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館等の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP（ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

第3 成年後見制度利用促進法に基づく国の基本計画推進に向けて（内閣府）【資料P108参照】

1 内閣府から厚生労働省への事務移管等について

成年後見制度の利用促進については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）の施行に伴い、内閣府において、関係行政機関（促進法上、法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいうとされる）及び裁判所を含めた関係機関と緊密な連携をとりつつ、「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定。以下「基本計画」という。）に基づき、総合的な取組を推進しているところである。また、促進法第23条第1項に基づき、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

平成29年度現在、内閣府が担っている事務は、促進法の附則に基づき、平成30年度より厚生労働省へ移管されることになる。具体的には、平成30年4月より、社会・援護局地域福祉課に「成年後見制度利用促進室（仮称）」を設置し、高齢者・障害者に対する制度利用促進施策を所管する老健局、障害保健福祉部と連携しつつ、関連施策の一体的な推進を図る体制を整備することとしている。

2 国の基本計画推進に向けての財政措置及び技術的支援について

国の基本計画においては、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。」ことが施策目標として掲げられている（基本計画p.4参照）。この目標を達成するためには、すべての市町村において、

○必要に応じ市町村圏域を超えた広域対応も視野に入れつつ、権利擁護支援のニーズを把握し成年後見制度の利用が必要な人を確実にその利用につなげる地域連携ネットワーク・中核機関の整備 及び

○そのニーズに対応する観点から、市民後見人・法人後見の担い手等の育成等の施策を推進することが求められる。

こうしたことを踏まえ、平成30年度においては、地方交付税措置として、市町村の計画作成に要する費用、及び地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な実施

機関の運営に要する費用に当てていただくための成年後見等実施機関運営事務費が新設される方向で政府部内の調整が進められており、各自治体においては、上記取組を本格化することが強く求められることとなる。

上記の財政的な支援措置の調整に加え、国としては、各自治体への技術的な支援措置として、中核機関の設置等の業務がスムーズに進められるよう、平成29年度厚生労働省老健局の老人保健健康増進等事業において、全国の先進事例の調査結果などを踏まえた「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（仮称）を検討してきたところであり、作成でき次第、公表される予定である。

3 基本計画における都道府県の役割について

中核機関や地域連携ネットワークの整備は、国の基本計画上は市町村の業務と位置づけられているが、これらの業務は都道府県を基本単位とする家庭裁判所や司法・福祉の専門職団体との密接な連携の下進める必要があること等から（基本計画p. 22参照）、促進法第24条（都道府県の講ずる措置）を踏まえ、都道府県による援助が非常に重要である。

- 国の基本計画においても、都道府県は、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、
- 各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する
 - 特に後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等を進める
 - 各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など、必要な支援を行う
 - 都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置を検討する

などの対応が求められているところである（基本計画p. 22参照）が、促進法施行後、都道府県としての取組には大きな差がみられるところである。

4 都道府県における当面の取組について（平成30年度における施策推進に向けて）

当面、都道府県におかれては、上述した平成29年度及び平成30年度における国の動きに即応し、平成30年度において各市町村における取組が着実に推進されるよう、以下の取組を進めていただくようお願いする。

①都道府県内・市町村内における施策推進体制等の整備

都道府県内における施策取りまとめ・各事業推進の役割分担等が未だ決まっていない都道府県にあっては、速やかに、施策取りまとめ等の役割分担（施策推進体制）を決定いただきたい。

また、各都道府県下の市町村に対しても、早期に各市町村内における役割分担を調整し、施策推進体制を整備するよう、ご指導をお願いしたい。

②中核機関の設置に向けた市町村の取組の側面支援

上述した国の財政措置及び技術的支援（「手引き」）を踏まえ、各都道府県下の市町村に対し、できる限り速やかに中核機関の設置の方針（市町村直営か委託か、市町村単独設置を目指すか複数市町村による共同設置を目指すか等）につき検討を進めるよう、ご指導をお願いしたい。

なお、中核機関設置準備会の運営費用等についても、厚生労働省老健局の補助事業（認知症総合戦略推進事業）において補助対象とされているので、了知ありたい。

また、複数市町村による共同設置を目指す市町村に対しては、上述の「手引き」も参考に、また家庭裁判所の管轄をも考慮しつつ、近隣自治体間の調整が円滑に進むよう、必要な助言等をお願いしたい。

③都道府県下における施策推進状況の把握等

各都道府県におかれては、都道府県下の市町村の施策の推進状況を継続的に把握・評価するとともに、都道府県を基本単位とする司法関係機関・専門職団体・社会福祉協議会等との連携推進を含め、都道府県下の施策の着実な推進に配慮いただき、必要に応じ、国に報告・相談いただくようお願いしたい。

国としては、基本計画（平成29年度から平成33年度まで）中間年度である平成31年度に課題の整理・検討を行うこととしており（基本計画p.7参照）、平成30年度における各都道府県内の施策の進捗状況及び都道府県としての取組についても、必要な調査等を行っていく考えであり、ご協力をお願いしたい。